

PTA 規約

横浜市立恩田小学校 PTA

2026 年 3 月 19 日改正版

横浜市立恩田小学校 PTA 規約 総則

| | |
|---------------------|---|
| 第1章 名称および事務所 | |
| 第1条 | 本会は、横浜市立恩田小学校 PTA（以下「恩田小PTA。」）と称し、事務所を横浜市立恩田小学校（横浜市青葉区桂台2丁目36、以下「学校。」）内に置く。 |
| 第2章 目的 | |
| 第2条 | 本会は、学校に在籍する児童（以下「児童。」）の保護者および教職員が協力し、家庭・学校・地域社会における児童の健全な成長と幸福を図ることを目的とする。 |
| 第3章 方針 | |
| 第3条 | 本会は、教育を本旨とする自主的・民主的な団体として、以下の方針に基づき運営する。 <ol style="list-style-type: none">1. 子どもたちの教育および福祉のために活動する団体や機関と連携・協力する。2. 特定の政党・宗教を支持せず、営利を目的としない。3. 学校の管理・人事には干渉しない。4. 活動の受益者は、保護者の本会への加入状況を問わず、全児童とする。 |
| 第4章 活動 | |
| 第4条 | 本会は、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。 <ol style="list-style-type: none">1. 児童の生活および教育環境の充実に関する活動2. 学校および地域社会との連携・協力に関する活動3. 保護者および教職員の資質向上に関する活動4. 会員相互の親睦と理解を深める活動 |
| 第5章 会員 | |
| 第5条 | 本会の会員は、入会届を提出し受理された学校に在籍する児童の保護者またはこれに代わる者および教職員をもって構成する。 |
| 第6条 | 本会の会員は、入会と個人情報保護方針への同意をし、会費を納めるものとする。 |
| 第7条 | 会員は、自由意思に基づき、任意に入会および退会することができる。入会および退会に関する具体的事項は、細則で定める。 |
| 第8条 | 本会の会員は、役職の有無にかかわらず全て平等である。 |

| 第6章 会費および会計 | |
|--------------------|--|
| 第9条 | 本会の会計は、会費およびその他の収入をもってあてるものとし、その支出は第2章第2条で定める目的の範囲内で行うものとする。 |
| 第10条 | 会員は、会の運営に必要な会費を納入する。 会費の額および納入方法、返金、減免等の取扱いは細則で定める。 |
| 第11条 | 会計は、総会において承認された予算に基づき執行されるものとする。 |
| 第12条 | 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。 |
| 第13条 | 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。 |

| 第7章 本部役員会 | |
|------------------|---|
| 第14条 | 本会の本部役員は、次の通りとする。 1. 代表 2. 会計 3. 書記 (補足) 代表は互いに協議して会務を分担し責任を共同して負う。 本部役員は、他の本部役員・常任委員・会計監査を兼ねることはできない。 |
| 第15条 | 役員を選出・役員欠員時については、細則で定める。 |
| 第16条 | 本部役員の任期は、4月1日から翌年3月31日迄とし、原則として連続3年を上限とする。 ただし、他に候補者がいない場合は、その限りでない。 |
| 第17条 | 役員の任務については、細則で定める。 |

| 第8章 会計監査 | |
|-----------------|---|
| 第18条 | 本会は、会計監査を2名おき、経理の適正を監査する。 任期は1年とし、再任は認めない。 選出と任務については、細則で定める。 |

| 第9章 総会 | |
|---------------|--------------------------------------|
| 第19条 | 総会は、全会員で構成され、本会の最高議決機関とする。 |
| 第20条 | 総会の時期・開催方法・議決方法・内容・臨時総会については、細則で定める。 |

第10章 運営委員会

第21条 本会に運営委員会を置き、会務の執行および重要事項の審議を行う。構成・招集・議決等の詳細は細則に定める。

第11章 常任委員会

第22条 常任委員として次の者をおく。

1. 学年委員
2. スクールゾーン委員

第23条 常任委員会の構成および役割については、細則で定める。

第12章 特別委員会

第24条 特別な事項について必要があるときは、特別委員会を設けることができ、その任務を終了したときは解散する。

第13章 規約の制定・改廃

第25条 本規約の制定・改廃は、総会において出席者の過半数の賛成によって行う。ただし、改正案は総会開催の1週間前までに、全会員に周知しなければならない。

第14章 細則

第26条 本会の運営に関して必要な細則・規定については、この規約に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て決める。

第27条 運営委員会は、細則を制定または改廃した場合は、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第15章 個人情報の取り扱い

第28条 本会がPTA活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供および管理については、「横浜市立恩田小学校PTA個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

附則

- ・1987年 7月18日 制定
- ・1993年 5月15日 改正
- ・1996年 5月23日 改正
- ・1997年 3月13日 改正

- 2000年 4月 1日 改正
- 2008年12月 3日 改正
- 2014年 2月17日 改正
- 2017年 5月30日 改正
- 2019年 5月27日 改正
- 2022年 2月28日 改正
- 2023年 3月14日 改正
- 2024年 3月21日 改正
- 2025年 3月 6日 改正
- 2025年 9月 1日 改正
- 2025年12月 1日 改正

横浜市立恩田小学校 PTA 規約 細則

| | |
|--------------------|--|
| 第1章 細則の適応 | |
| 第1条 | 本会の運営については、規約総則の定めるほか、この細則により定めるものとする。 |
| 第2章 会員 | |
| 第2条 | 本会への入会を希望する者は、本会の趣旨に同意のうえ、所定の入会届によって入会意思を表明するものとする。 退会を希望する者は、所定の退会届または電子メールによって退会の意思を表明するものとする。 |
| 第3条 | 入会申込は、入学・転入・希望時に随時行うことができる。 退会申込は、卒業・転出・希望時に随時行うことができる。 |
| 第4条 | 毎年度初めに、所定の届出によって継続の意思確認を行う。 |
| 第3章 会費および会計 | |
| 第5条 | 会費の金額および納入は、次の通りとする。 1. 会費は、1世帯あたり年額 2,000 円とする。 2. 会費は、学校との業務委託契約に基づき、学校が振替手続きを代行して納入する（通常 7 月）。 3. 振替手数料は会員の負担とし、当該年度に金融機関が設定する金額を徴収する。 4. 原則として、入会時にその年度分を一括納入する。 ただし、事情等により一括納入が困難な場合は、分割納入や免除など相談できる。 5. 一度納入された会費は、理由の如何を問わず返金しない。 また、年度途中の入会における会費の月割り調整も行わない。 6. 納入の方法は、文書で案内する。 |
| 第6条 | PTA 会費の振替送金に関する一部業務は、学校と締結した業務委託契約に基づき、委託する。 1. この業務に必要な範囲で、会員の個人情報（氏名・児童名・学年等）を学校に提供し、会員からはあらかじめその同意を得る。 2. 委託業務の範囲、手続きおよび個人情報の取り扱いについては、契約書の定めによる。 3. 本契約は年度ごとに更新され、PTA と学校との協議により見直すことができる。 |

| | |
|-----|---|
| 第7条 | 委員による立替は、原則1万円を上限とする。 それ以上の支出が見込まれる場合は、事前に本部役員に相談し、必要に応じてPTA 会計より直接支払または仮払いの対応を行う。 |
|-----|---|

| | |
|-----------------|---|
| 第4章 慶弔規定 | |
| 第8条 | 会員の慶弔時には、会員またはその代行者からの報告があった場合、※1慶弔金表の通り対応する。 ただし、災害見舞金は、全会員に被害が及ぶ広域に及ぶ大規模災害を除く。 |

| | |
|-----------------|---|
| 第5章 本部役員 | |
| 第9条 | 本部役員候補は、会員の中から必要人数を選出し、次の役職を決定する。 1. 代表 3名（共同代表） 2. 会計 1～2名 3. 書記 1～2名 本部役員は、年度末総会のおおむね1か月前を目安に選出する。 |
| 第10条 | 本部役員に欠員が生じた場合は、会員の中からこれを補充する。 |
| 第11条 | 本部役員の任務は、次の通りとする。 1. 代表 （1）総会・運営委員会・定例会の招集、議事の統括を協議のうえ分担する。 （2）本会の運営に関わる決定を合議により行う。 （3）常任委員会の活動を支持する。 （4）外部組織会議に出席する。 2. 書記 （1）議事録を作成する。 （2）通知文書および庶務業務を行う。 3. 会計 （1）会計業務全般、決算報告を提出する。 （2）予算案作成および財産管理を行う。 |

| | |
|-----------------|------------------------------------|
| 第6章 会計監査 | |
| 第12条 | 会計監査は、運営委員会において2名を指名し、総会の承認を得て決める。 |

| 第7章 総会 | |
|--------|---|
| 第13条 | 定期総会は、5月および年度末に開催する。 ただし、必要に応じて、代表が招集またはWeb開催・決議を行うことができる。 |
| 第14条 | 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたととき、または全会員の5分の1以上の要請があったときに開催する。 |
| 第15条 | 総会は、委任状を含めた出席者が全会員の3分の1以上で成立し、議案は出席者の過半数の賛成により議決される。 書面による総会は、議案に係る回答者が全会員の3分の1以上で成立し、議案はその過半数の賛成によって議決される。 |
| 第16条 | 定期総会において、以下の事項を審議・承認する。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 5月総会 <ol style="list-style-type: none"> (1) 新年度本部役員・会計監査・常任委員の紹介 (2) 前年度年間活動報告の承認 (3) 前年度決算報告・会計監査報告の承認 (4) 新年度活動計画の承認 (5) 新年度予算の承認 2. 年度末総会 <ol style="list-style-type: none"> (1) 年間活動報告（暫定） (2) 年間決算報告（暫定） (3) 監査報告（暫定） (4) 次年度本部役員承認 |

| 第8章 運営委員会 | |
|-----------|---|
| 第17条 | 運営委員会は、役員、常任委員会の正・副委員長、学年委員、校長、副校長および職員代表で構成する。 |
| 第18条 | 運営委員会は、必要に応じて、代表が招集またはWeb開催・決議を行うことができる。 |
| 第19条 | 運営委員会は、次の事項を行う。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 活動計画および予算の立案 2. 総会に提案する議案および報告書の作成 3. 必要に応じた特別委員会の設置および改廃 4. その他、必要と認められる事項 |
| 第20条 | 運営委員会は、運営委員の過半数の出席により成立し、議案は出席者の過半数の賛成をもって決定する。 |

| 第9章 常任委員 | |
|----------|--|
| 第21条 | <p>この会に必要な事項について企画・運営のため、次の常任委員会を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学年委員会 2. スクールゾーン委員会 |
| 第22条 | <p>学年委員会は、次の活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 運営委員会に出席し、各学年の会員・担当教員との連絡調整を行う。 2. 広報活動を行う。 3. 各学年の保護者の中から2名程度を選出することが望ましい。 4. 必要に応じた学校行事・PTA行事の支援、保護者取りまとめを行う。 5. こども110番の家の連絡窓口・管理を行う。 <p>(補足) ベルマーク活動などは無理のない範囲で年度の活動計画時に調整する</p> |
| 第23条 | <p>スクールゾーン委員会(以下、SZ委員会)は、次の活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 児童の登下校および地域生活における安全確保のため、次の事項を行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 学区内の危険箇所の把握および、必要に応じて関係機関(横浜市土木事務所、青葉区役所、青葉警察署等)へ要望・連絡を行う。 (2) 学校・自治会等と連携した地域安全推進活動を行う。 (3) 地域見守り等の地区活動(旗振りや集団登校班等)を行う場合は、この調整・管理を行う。 この場合、参加は任意を基本とし、協力できる保護者による希望制・ボランティア方式とするため、選出できない場合は実施しない。 2. 各地区から1~2名程度を選出することが望ましい。 <p>(補足) 各地区は次の通りだが、活動量の平準化のため、特定地域や家庭に負担が集中しないよう適宜地区の統廃合を行い調整する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・桂台A地区(若草台を含む) ・桂台B地区 ・桂台C地区(恩田町を含む) ・すみよし台A地区 ・すみよし台B地区 ・すみよし台C地区 |

第 10 章 細則の制定・改廃

第 24 条 本細則の制定、改正または廃止には、運営委員会の議決を要する。

附則

- 1987年 7月18日 制定
- 1990年 5月19日 改正
- 1993年 5月15日 改正
- 1996年 3月13日 改正
- 1997年 1月13日 改正
- 1997年 3月18日 改正
- 2000年 1月13日 改正
- 2006年 1月16日 改正
- 2014年 2月17日 改正
- 2022年 2月28日 改正
- 2025年 3月 6日 改正
- 2025年 9月 1日 改正
- 2025年12月 1日 改正
- 2026年 3月19日 改正

※1 慶弔金表

| 項目 | 本人 | 在学児童 | 教職員家族 |
|-------|--------------------------|----------------------------------|---|
| 死亡弔意金 | PTA 名 5,000 円 花輪 1 基 | PTA 名 5,000 円 花輪 1 基 | PTA 名 5,000 円 花輪 1 基 |
| 病気見舞金 | - | 加療 1 ヶ月以上が 見込まれる場合 3,000 円 | 教職員家族とは以下の いずれかを示す ・配偶者 ・子 ・実父母 ・同居義父母 |
| 災害見舞金 | 被害状況により 3,000~5,000 円 | 被害状況により 3,000~5,000 円 | |
| 結婚祝金 | 5,000 円 | - | |